

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第8条の2関係）			別表（第8条の2関係）		
区 分	基準額（1人につき）		区 分	基準額（1人につき）	
	普通利用券	年間利用券		普通利用券	年間利用券
大 人	<u>620円</u>	<u>2,500円</u>	大 人	<u>610円</u>	<u>2,460円</u>
小 人	<u>260円</u>	<u>1,030円</u>	小 人	<u>250円</u>	<u>1,020円</u>
備考 略			備考 略		

（栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例の一部改正）

第三十六条 栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例（平成十四年栃木県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第3条、第10条関係） 1 施設使用料 (1) 栃木県産業技術センター ア 多目的ホール			別表（第3条、第10条関係） 1 施設使用料 (1) 栃木県産業技術センター ア 多目的ホール		
利用時 間区分 施設区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時 ま で	利用時 間区分 施設区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時 ま で
	多目的ホール	<u>16,500円</u>		<u>22,000円</u>	多目的ホール
イ 大型電波暗室等			イ 大型電波暗室等		
施 設 区 分	使用料（1時間につき）		施 設 区 分	使用料（1時間につき）	
大型電波暗室	<u>11,400円</u>		大型電波暗室	<u>11,200円</u>	
シールドルーム	<u>1,130円</u>		シールドルーム	<u>1,110円</u>	
小型電波暗室	<u>3,760円</u>		小型電波暗室	<u>3,700円</u>	

高周波応用 試験室	1,510円	高周波応用 試験室	1,490円
半無響室	2,340円	半無響室	2,300円
ウ 略 (2) 略 (3) 栃木県産業技術センター窯業技術支 援センター		ウ 略 (2) 略 (3) 栃木県産業技術センター窯業技術支 援センター	
施設区分	使用料 (1時間につき)	施設区分	使用料 (1時間につき)
多目的ルーム	320円	多目的ルーム	310円
2・3 略 備考 1 やむを得ない理由により多目的ホー ルを利用時間区分以外の時間 (2 の利 用時間区分にわたって利用する場合の 当該利用時間区分の間の利用時間区分 以外の時間を除く。) に利用する場合 の施設使用料の額は、30分につき 5,500円を超えない範囲で規則で定め る額とする。 2 略		2・3 略 備考 1 やむを得ない理由により多目的ホー ルを利用時間区分以外の時間 (2 の利 用時間区分にわたって利用する場合の 当該利用時間区分の間の利用時間区分 以外の時間を除く。) に利用する場合 の施設使用料の額は、30分につき 5,400円を超えない範囲で規則で定め る額とする。 2 略	

(栃木県立なす高原自然の家設置及び管理条例の一部改正)

第三十七条 栃木県立なす高原自然の家設置及び管理条例 (平成十五年栃木県条例第五十一号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表 (第3条、第10条関係)				別表 (第3条、第10条関係)			
1 略				1 略			
2 研修室等				2 研修室等			
区 分	基 準 額			区 分	基 準 額		
	午前9時 から正午 ま で	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時まで		午前9時 から正午 ま で	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時まで